

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：牡鹿総合支所地域振興課 [内線 220]

復興企画部地域振興課 [内線 4241]

① 件名

石巻市牡鹿地区市民バスの定期券の取扱い等の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、牡鹿地区の公共交通の整備を図り、市民の福祉の増進及び生活環境の向上に資するため、「石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、「石巻市牡鹿地区市民バス（以下「市民バス」という。）」を運行している。

石巻市新山浜など、条例で規定する住所地の児童が鮎川小学校及び大原小学校に通学する場合、市民バスの使用料を無料としているが、震災後、道路工事により通学路の安全確保が困難だったことから、教育委員会からの要請により、通学利用時に限り児童の住所地に関わらず市民バスの使用料を無料とする特例の措置を講じてきた。この無料特例措置は、道路工事が令和 7 年度で完了することに伴い、終了となる。

令和 7 年 10 月、教育委員会による保護者説明会で、保護者より、震災後の通学路には建物がなく、地域住民の往来が少ないことから、児童の徒歩通学に不安が残るとして、市民バスの使用料に係る無料特例措置終了後も、引き続き通学に市民バスを利用したい旨の要望があった。

市民バスの定期券の発行対象について、条例に基づき、牡鹿地区に住所を有する高等学校通学者に限定してきたことから、市民バス利用者の利便性向上のため、見直しを行う必要が生じている。

【目的】

石巻市牡鹿地区市民バスの定期券の取扱い等の見直しを行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（平成 17 年条例第 284 号）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 54 号）

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：[有・無] 又は [個別計画との整合性]】

第 6 章 地域の個性が輝き融和するまち

第 4 章 だれもが利用しやすい、生活を支える公共交通を確保する。

1 だれもが移動可能な手段を確保する。

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 10 月 市民バスの使用料の無料特例措置終了に関する保護者説明会（教育委員会）

11 月 保護者からの要望内容について協議（教育委員会及び牡鹿総合支所）

⑤ 主な内容

(1) 定期券の取扱いの見直し

定期券の発行対象について、牡鹿地区に住所を有する高等学校通学者に限定していた規定を廃止する。

また、定期券の額の算定を市内地区と同等とし、均衡を図る。なお、小学校児童の定期券の額は2分の1の額とする。

令和8年度から	令和7年度まで
<p>石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例 第6条</p> <p>3 第1項各号の規定にかかわらず、定期乗車券（以下「定期券」という。）により乗車する者の使用料は、次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月定期券 第1項に規定する使用料に40を乗じて得た額に100分の<u>50</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 3箇月定期券 <u>前号</u>に規定する使用料に<u>3</u>を乗じて得た額に100分の<u>95</u>を乗じて得た額</p> <p>4 小学校児童の定期券 第3項各号に規定する使用料の2分の1の額とする。</p>	<p>石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例 第6条</p> <p>3 第1項各号の規定にかかわらず、<u>通学</u>定期乗車券（以下「定期券」という。）により乗車する者の使用料は、次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月定期券 第1項に規定する使用料に40を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 3箇月定期券 第1項に規定する使用料に<u>120</u>を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額</p> <p>4 <u>前項の定期券を使用することができる者は、牡鹿地区に住所を有する者で高等学校への通学のために乗車するものとする。</u></p>

(2) 小学校通学に係る無料対象住所地の追加

市民バスの通学利用時の無料対象に、網地島（長渡浜及び網地浜）から鮎川小学校に通学する児童を追加する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

市民バス利用者の利便性の向上が図られる。

【市財政への負担】

定期券発行に係る支出（消耗品費）が見込まれる。

また、定期券の購入による収入の増加が見込まれる。

収入見込額：月額14千円（児童7名分）×10ヶ月（休みの期間を除く）= 140千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

定期券の取扱いに係る対応

【市内】	雄勝・桃生	区分 大人・小人	居住地域の限定なし
【他自治体】	仙台市・大崎市 富谷市	区分 通勤・通学 区分 大人・小人	居住地域の限定なし 居住地域の限定なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 石巻市地域公共交通活性化協議会にて審議

2月 市議会第1回定例会に石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

⑨ その他